平成２４年（フ）第６７４号
北九州市小倉北区大田町14番17号レオネクスト美園106
債務者　尾花世津子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７４０号
北九州市八幡西区幸神１丁目12番25―201号
債務者　島居　三利
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７６１号
北九州市小倉北区今町１丁目４番１―401号
債務者　立石　槇子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７６６号
北九州市小倉南区葛原３丁目23番13号
債務者　赤星　　健
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７８３号
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀328番地
債務者　中村　利恵
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７８４号
北九州市八幡西区青山２丁目７番14―103号
債務者　太田　未央
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７８６号
北九州市八幡西区東筑２丁目１番７号101号
債務者　大庭　　禅
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８０２号
北九州市門司区大里東３丁目５番24―305号大里東マンション、住民票上の住所北九州市門司区寺内１丁目30番２―206号
債務者　池田多恵子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８１０号
北九州市八幡東区白川町11番11号
債務者　酒見　昭博
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１００５号
神戸市須磨区神撫町５丁目４番８号　神撫ハイツ101号、従前の住所東京都荒川区東尾久３丁目16番10―106号
債務者　生駒　清新
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０２１号
神戸市長田区東尻池町３丁目４番５号
債務者　長岡　峰子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１００号
佐賀県唐津市材木町2180番地１
債務者　向　　秀人
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１０１号
佐賀県唐津市西浜町１番54号
債務者　福地　廣子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第９６号
熊本県荒尾市万田287番地
債務者　平山　大哲
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１７２号
北海道苫小牧市光洋町１丁目８番６号
債務者　畠山　則繁
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１８１号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽151番地104
債務者　山田　一三
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２１２０号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地８　372号棟507号室
債務者　須藤　則子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７８７号
北九州市門司区田野浦１丁目12番30号
債務者　永谷みゆき
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部